

○熊本県盛土等調書閲覧規程

(令和 7 年熊本県告示第 263 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年熊本県規則第 2 1 号）第 2 3 条に規定する盛土等調書及びその添付書類（以下、「調書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 閲覧場所は、土木部建築住宅局建築課に置く。

(閲覧日)

第 3 条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く日とする。

(閲覧時間)

第 4 条 閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時 4 5 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

2 知事は、調書等の整理その他必要があると認めるときは、閲覧の休日を臨時に設け、又は閲覧時間を短縮することができる。

(閲覧手数料)

第 5 条 閲覧手数料は、無料とする。

(閲覧の申請)

第 6 条 調書等を閲覧しようとする者は、閲覧簿（別記第 1 号様式）に所定の事項を記入し、知事に提出しなければならない。

(調書等の持出禁止)

第 7 条 調書等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(写しの交付の請求)

第 8 条 調書等の写しの交付を請求しようとする者は、盛土等調書の写しの交付請求書（別記第 2 号様式）を、知事に提出しなければならない。

(閲覧上の遵守事項)

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調書等の閲覧は、所定の閲覧場所において行なうこと。
- (2) 調書等を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係) 閲覧簿

別記第2号様式(第8条関係) 盛土等調書の写しの交付請求書

閲覧簿

年 月 日

熊本県知事 様

閲覧申請者（閲覧に来られた方） 住所
(所在地)
氏名
(名称及び氏名)
連絡先

下記の閲覧制度の目的を理解したうえで、盛土等調書の閲覧を申請いたします。

1 閲覧対象調書	第 号	
2 閲覧依頼者 ※閲覧申請者以外 の方から閲覧を 依頼された場合 は記入してくだ さい。	住所 (所在地)	
	氏名 (名称及び代表者氏名)	
	電話番号	

係員確認欄	
-------	--

【閲覧制度の目的とお願い】

盛土等調書の閲覧制度は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事によって受ける住環境の影響を知り得る機会を提供するとともに、違反盛土等の未然防止、無許可案件の売買防止などを目的として設けられた消費者保護の制度です。

閲覧によって得られた情報の営利目的での利用については、御遠慮ください。

なお、営利目的での利用が発覚した場合には、その後の閲覧を制限する場合がありますので、適正な利用について御理解と御協力をよろしくお願いします。

盛土等調書の写しの交付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条第2項の規定により、次のとおり盛土等調書の写しの交付を受けたいので請求します。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 写しを必要とする理由	
6 写しの交付請求枚数	調書 枚 図面 枚